



金 沢 市 公 報

第 2 6 0 5 号

平成20年(2008年)11月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	て	(生活支援課)	3
告 示		介護保険法の規定による事業者の指定につい		
自転車等を移動し、保管したことについて		て	(介護保険課)	3
(歩ける環境推進課)	1	公 告		
自転車等の撤去及び保管について		予防接種を行うことについて	(健康総務課)	3
(")	2	都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に		
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のた		ついて	(都市計画課)	4
めの居宅介護を担当させる機関の指定につい				

告 示

●金沢市告示第241号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年11月11日

金 沢 市 長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営木越団地自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊自転車駐車場
 - 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 - 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数
 - 自転車 150台
 - 原動機付自転車 0台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成20年10月1日から同月31日まで

- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成20年11月11日から平成21年2月11日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第242号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年11月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	21台	4台
	6台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	1台	4台
	1台	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	1台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	1台	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	9台	2台
	1台	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	1台	
森本駅前自転車等放置禁止区域	1台	
大額3丁目地内	1台	
泉3丁目地内	1台	
白菊町地内	3台	
涌波1丁目地内	9台	
片町1丁目地内	1台	
大手町地内	1台	
末町地内	4台	
金石本町地内	2台	
松村5丁目地内	2台	
入江3丁目地内	1台	
西金沢3丁目地内	1台	
矢木2丁目地内	1台	
八日市出町地内	1台	
長土堀2丁目地内	1台	
安江町地内	1台	
鳴和台地内	1台	
問屋町1丁目地内	4台	
神谷内町地内	1台	
疋田町地内	1台	
八田町地内	1台	

2 自転車等を撤去した日

平成20年10月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成20年11月11日から平成21年5月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年11月11日

金沢市長 山 出 保

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 松原愛育会 理事長 柳下 道子	金沢市上中町イ67番地2	ホームあさぎり台 デイサービスあさぎり台	金沢市田上本町テ55番地5	平成20年10月1日
社会福祉法人 松原愛育会 理事長 柳下 道子	金沢市上中町イ67番地2	ホームあさぎり台 グループホームあさぎり台	金沢市田上本町テ55番地5	平成20年10月1日

●金沢市告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成20年11月11日

金沢市長 山 出 保

介護保険事業所番号	事業所		申請者				指定年月日	サービスの種類	条件等
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者				
					氏名	住所			
1790100117	古都の家	金沢市材木町19番48号	社会福祉法人 久楽会	金沢市利屋町は64番地1	新谷喜蔵	金沢市旭町3丁目1番16号	平成20年11月1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年11月11日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成20年10月21日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成21年1月8日とする。

(1) 平成20年12月21日から同月31日までに65歳になる者

(2) 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成20年12月21日から同月31日までに60歳になる者

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医療機関名	所在地
米田 隆 井澤 朗	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地
山本 博	やまもと内科医院	白山市山島台3-99
脇坂 晃子	医王病院	金沢市岩出町二73-1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成20年11月11日

金 沢 市 長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画公園	金沢市本多町3丁目、石引4丁目及び出羽町の各一部	金沢市都市整備局都市計画課	平成20年11月11日から同月25日まで	7・4・1号 本多の森公園

正 誤

平成20年10月21日付け金沢市公報第2603号

頁	箇 所	誤	正
20	上から14行目	戦力的教員研究費交付要綱	戦略的教員研究費交付要綱

平成20年(2008年)11月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)11月11日	発行	発行人	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	